

## 千葉県准看護師試験受験資格認定に関する要領

(平成 25 年 7 月 12 日策定)

(平成 28 年 7 月 1 日改定)

(令和 5 年 4 月 24 日改定)

この要領は、千葉県における保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 22 条第 4 号に規定に基づく同法施行規則第 32 条に定める准看護師試験の受験資格認定に関する基準の適用にあたって、具体的要件等を定めるものである。

### 1 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、千葉県が実施する准看護師試験の受験資格を得ようとする者

### 2 審査方法

審査対象者からの申請書類により審査を行い、以下に掲げる認定要件に基づき、千葉県が受験資格審査を行う。

### 3 認定基準

以下の(1)～(7)までの要件を満たした者に対し、総合的に判断し、受験資格を認定する。

#### (1) 外国看護師学校養成所の修業年限

##### 1) 外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年数 9 年以上）又は同等と認められる者

##### 2) 外国看護師学校養成所の修業年限

2 年以上

##### 3) 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11 年以上又は同等と認められる者

#### (2) 教育科目の履修時間

履修時間の合計が 1,890 時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する基礎科目、専門基礎科目、専門科目の内容及び時間数を概ね満たすこと。

#### (3) 教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。

#### (4) 当該国の判断

当該国、又は州政府等によって正式に認められた看護師学校養成所であること。

#### (5) 看護師学校養成所卒業後、原則として当該国の看護師免許又は資格を取得していること。

#### (6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。

#### (7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N1 の認定を受けていること。

### 4 申請書類

以下の申請書類を千葉県健康福祉部医療整備課看護師確保推進室に提出すること。

毎年 5 月 1 日から 9 月 30 日まで申請を受け付ける。

※9 月 30 日が土日に当たる場合は、直前の平日を締め切りとする。書類の不備があった場合は書類の再提出が必要となるが、再提出であってもその期限は 9 月 30 日の直前の平日となる。

- (1) 千葉県准看護師試験受験資格認定願（第1号様式）
- (2) 千葉県准看護師試験受験資格認定申請理由書（第2号様式）
- (3) 履歴書（第3号様式）

学歴については、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についてもできるだけ詳細に記載すること。所定の位置に写真（1枚：申請前6ヶ月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの）を貼ること。

- (4) 在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第76号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）日本国籍を有する者は戸籍抄本又は戸籍謄本。

申請前6ヶ月以内に発行されたものに限る。

- (5) 医師の診断書（第4号様式）  
日本の医師資格を有する者により、申請前1ヶ月以内に発行された者に限る。
- (6) 外国で取得した外国看護師免許証の写し
- (7) 外国における資格試験の合格証の写し又は合格証明書
- (8) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (9) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (10) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容及び時間数を明らかにした書類

当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野（講義と臨地実習を区別する。）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。対照表の履修科目名は、日本語訳で記載すること。

\*保健師助産師看護師学校養成所指定規則における教育課程との対照表（第5号様式）を参照すること。

- (11) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況報告書（第6号様式日本語版・当該国版）  
卒業当時のものとし、時点は卒業時の日付を入れる。当該施設長の署名があること、学校印のみは不可。
- (12) 外国で外国看護師免許を取得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (13) 卒業した外国看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示す証明（卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット等）
- (14) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1（旧試験1級）の認定書

#### ※ 作成上の注意事項

1. 提出部数は1部とする。
2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
3. (6)から(13)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
4. (6)～(9)及び(14)の書類については、それぞれ原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）
5. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。  
申請者が本人である旨の確認を行うため、写真が付してある官公庁が発行する身分証明書を携帯すること。